

## 「補完的輸出規制の見直し」に関する CP の見直しについて

2025 年 8 月 8 日

CISTEC 自主管理分科会  
モデル CP ガイダンスの見直し WG

### はじめに

「補完的輸出規制の見直し」に関する法令が令和 7 年(2025 年)4 月 9 日に公布され、10 月 9 日に施行される予定です。企業においては、施行日以降は本改正内容に基づいて取引審査等の運用が行われている必要があります。CP 内容変更が必要となった場合には、施行日までに内容変更届を提出することが望ましいですが、少なくとも施行日までに社内取引審査等が実施できる管理体制を整備のうえで、遅くとも令和 8 年(2026 年)の CL 提出までに内容変更届を経済産業省に提出する必要があります。

なお、輸出管理内部規程及び下位規定(細則等)をセットで CP として届け出ている場合には、本件に関する改定が下位規定内に留まる場合でも、CP 内容変更届出が必要となります。一方、下位規定を CP の一部として届け出していない場合(参考資料として提出している場合等)は、下位規定の変更だけであれば、CP 内容変更届を提出する必要はありません。

※Q&A21&23 : [https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance\\_programs\\_pdf/20250502\\_CPtutatsuQA.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs_pdf/20250502_CPtutatsuQA.pdf)

本改正に係る「キャッチオール規制」に関しては、従来からモデル CP などを参考にして、各企業でルールを定めて管理されていると思われます。しかし、リスト規制に関する手続きとは異なって、キャッチオール規制は法令で規制される範囲が狭く、経済産業省の指導等に基づいて各企業が自主的に管理する範囲が広がったために、現時点では企業によって対応に差があると考えられます。

本資料では、令和 4 年(2022 年)版のモデル CP をもとに、本法令改正に関連した CP 改定の注意点を説明するとともに、モデル CP 改定例を紹介します。

**I. 改正概要**

「外国為替令等（補完的輸出規制等）の改正の概要について（令和7年4月）」

[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/seirei/20250409\\_gaiyo01.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/seirei/20250409_gaiyo01.pdf)

**(1) 補完的輸出規制に係る改正 輸出令 外為令 省令・告示（各種） 通達（各種）**

**① 通常兵器補完的輸出規制の見直し**

- 一般国(グループA国及び武器禁輸国\*以外)向けの貨物の輸出又は技術の提供について、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として「用途要件」及び「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要することとする。
- 国連武器禁輸国向けの全品目（木材、食料品を除く。）の貨物の輸出又は技術の提供について、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として、現在、「用途要件」のみ適用されているところ、「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要することとする。

**② グループA国経由での迂回対策**

現在、補完的輸出規制の対象外であるグループA国向けの貨物の輸出又は技術の提供について、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合に、インフォーム（経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知）を行うことができることとする。

※グループA国は、輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域。国連武器禁輸国は、輸出貿易管理令別表第3の2に掲げる地域。一般国とは、グループA国及び国連武器禁輸国以外の地域。

<参考資料> 説明動画 <https://www.youtube.com/watch?v=SRcm0T4omkk>

説明資料 [https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/20250409\\_catchallshiryoutu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/20250409_catchallshiryoutu.pdf)

表I-1 見直し後のキャッチオール規制の概要（下線が改正箇所）

		キャッチオール規制				
		大量破壊兵器等		通常兵器		
規制対象	リスト規制品目以外の全品目 (食料、木材等を除く)	<u>16項(1): 特定品目</u>		<u>16項(2): (1) 以外の品目</u>		
対象	グループA国を除く全地域	<u>グループA国</u>	国連武器禁輸国及び一般国	<u>グループA国</u>	国連武器禁輸国	一般国及びグループA国
許可が必要となる要件	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 <u>2. 輸出者の判断</u> <u>①輸入先等の用途</u> <u>②輸入者・需要者の通常兵器開発等への関与</u>	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 <u>①輸入先等の用途</u> <u>②輸入者・需要者の通常兵器開発等への関与</u>	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

表I-2 改正箇所（下線部）

対象品目	リスト品目以外のすべての品目（食料品/木材等を除く） (16項)							
	16項全て		高リスクの特定品目 (16項(1))		特定品目以外 (16項(2))		16項全て	
規制	大量破壊兵器CA				通常兵器CA			
	客観要件		インフォーム要件		客観要件		インフォーム要件	
仕向地	需要者	用途	需要者	用途	需要者	用途	需要者	用途
別表3の2地域 (国連武器禁輸国)	規制対象	規制対象	規制対象	規制対象	規制対象	規制対象	規制対象	規制対象
別表3及び別表3の2 の地域以外 (一般国)	規制対象	規制対象	規制対象	規制対象 (追加)	規制対象 (追加)	規制対象 (追加)	規制対象 (追加)	規制対象 (追加)
別表3地域	規制対象外	規制対象 (追加)	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象 (追加)	規制対象 (追加)

注: 別表3地域向けインフォーム要件追加

## II. CP 改定検討時の注意点

### 1. 「キャッチオール規制」に関する改正であること 図II-1

「キャッチオール規制」に関する改正であって、リスト規制に関する「該非判定」等の手続きを変更する必要はありません。リスト規制（1～15の項）に該当しない品目の取引審査（用途や需要者等確認）に関する手続きの見直し要否を検討する必要があります。

### 2. 「16の項（1）の確認」と「該非判定」について 図II-1

前項のとおり、本改定が影響するのは、「該非判定」の結果、リスト規制に非該当と判定された品目に関連した手続きです。輸出令別表第1の16の項に当たるか否か、16の項（1）に当たるか否かの確認は、「取引審査」において許可要否を確認する段階で行えばよいと考えられます。該非判定書では「1～15の項に当たらないこと」を示す必要がありますが、これら品目について「16の項に当たること」や「16の項（1）に当たること」を示す該非判定書を作成することは必須ではありません。

一般国向けの通常兵器キャッチオール規制において用途や需要者等の客観要件に該当しない場合には、16の項（1）に当たるか否かの確認は必須ではないために、外部から調達する品目についてもメーカー等に確認する必要はありません。

### 3. 「特定品目（16の項（1）の確認）」と「用途・需要者の確認」の手順 図II-2

「通常兵器キャッチオール規制」に関する審査手順において「輸出令別表第1の16の項（1）（以下、「特定品目」という）の確認」は、「用途・需要者等確認」の前に行っても、後に行っても構いません。

「特定品目の確認」を「用途・需要者等確認」の前に行えば、16の項（2）の場合には一般国向け取引であれば通常兵器キャッチオール規制に関する許可は不要と判断できます。一方、「用途・需要者等確認」を先に行えば、それらに懸念が無い場合には「特定品目」を確認する必要はありません。用途・需要者等に懸念がある場合に、取引審査や許可要否判断において16項の（1）に当たるか否かを確認すればよいこととなります。

したがって、各企業が取り扱う取引の特徴に応じて、適切な手続きフローを検討することとなります。なお、「特定品目の確認」を「用途・需要者確認」の前に実施する企業において、メーカー等の取引先に「特定品目」に当たるか否かを問い合わせる場合には、全ての取引品目について確認するのではなく、一般国向けの通常兵器キャッチオール規制において用途や需要者等の客観要件に該当する場合に限定して確認するように注意する必要があります。また、「特定品目」はHSコードで指定されるために、メーカー等の取引先に確認しなくても、輸出者自身で確認することが可能です。

### 4. 特別一般包括許可と需要者の確認 図II-3

一般国向けに「特定品目」の輸出等を行う場合に、輸出許可が必要な場合であっても、「特定国<sup>※1</sup>の正規軍等向け取引」の場合や、「輸出令別表第1の1の項に該当する貨物又は外為令別表の1の項に該当する技術の輸出許可を受けている取引と同一の契約書等により輸出等を行う取引」の場合には、特別一般包括許可が適用可能です。

前者の「正規軍等」は、「包括許可取扱要領」では「軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関（軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関（警察及び情報機関を含む。）及びこれらの機関に属する機関をいう。）又はこれらのものから「委託を受けた者」が需要者であるもの」が対象とされていますが、需要者等確認において「通常兵器の開発等を行う又は行った者」が許可申請の対象となりますので、「委託を受けた者」は、「通常兵器の開発等の委託を受けた者」と考えて差し支えありません。

※1 防衛装備移転協定を締結した地域等

（インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア）

### 5. グループA国向け取引におけるインフォーム要件の確認

従来キャッチオール規制の対象外であったグループA国向けの輸出等において、懸念国・懸念者による迂回調達懸念に対する対策としてインフォーム要件が追加されました。CPにおいて、グループA国向け取引の場合にインフォーム要件の確認手続きを定めていない企業においては、CPを見直す必要があります。

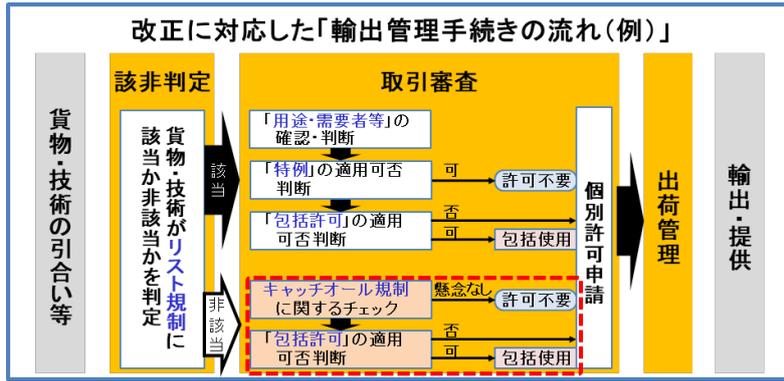


図 II - 1 輸出管理手続きの流れ  
「安全保障貿易管理の実務～中級編パート 2～ (令和 6 年度)」<sup>※1</sup>をもとに見直し

**一般国向け/通常兵器キャッチオール規制の手続きフロー (例)**

- 通常兵器キャッチオール規制の確認フローは、取扱品目の種類や個々の業態等に応じて、以下のとおり、①**特定品目 (HSコードの確認。10ページ参照)**、②**客観要件 (用途・需要者の確認)** について、より効率的な手順 (フロー) で確認を実施してください。  
※ 手続フローの詳細は次ページのスライドも参照ください。

パターン1 取引先: 少 貨物・技術の種類: 多



パターン2 取引先: 多 貨物・技術の種類: 少



図 II - 2 一般国向け/通常兵器キャッチオール規制の手続きフロー (例)  
「補完的輸出規制の見直しについて (令和 7 年 5 月)」<sup>※2</sup>より

**手続き合理化 (通常兵器キャッチオール規制に係る包括許可の適用)**

- 正規軍向け輸出及び1項品輸出に付随する16項品の輸出での手続き合理化として、**特別一般包括許可**を適用する。

「特別一般包括許可」の対象に以下の要件を追加する。  
※既に特別一般包括許可を取得している者は新たな申請を要しない。

	正規軍向け	1項武器付随品
①対象品目	輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物の輸出、当該貨物に係る技術の提供であって、「客観要件(用途・需要者)」に該当し許可を要するもの (大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件に該当するもの、外国ユーザーリストに掲載されている者が需要者である/技術を利用する者である取引、インフォームを受けたものを除く。)	
②対象地域	防衛装備移転協定を締結した地域等を勘案 (インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、バトナム、マレーシア) ※グループA国は「インフォーム要件」のみのため本手続の対象外	全地域(グループA国を除く) ※グループA国は「インフォーム要件」のみのため本手続の対象外
③適用範囲	軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関(軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関(警察及び情報機関を含む。))及びこれらの機関に属する機関を需要者・技術を利用する者とする輸出・取引(当該需要者等から委託を受けた者を含む。)	輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可を受けたものと同一の契約書等により輸出するもの/外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可を受けたものと同一の契約書等により提供するもの
④許可条件	「実績報告書」の提出 内部規程等に基づき、適用範囲・条件に適合していることを確認すること、関係書類の保存義務	

図 II - 3 通常兵器キャッチオール規制に係る包括許可の適用  
「補完的輸出規制の見直しについて (令和 7 年 5 月)」<sup>※2</sup>より

※1 [https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/ampo\\_level3\\_part2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/ampo_level3_part2.pdf)  
 ※2 [https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/20250409\\_catchallshiryou.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/20250409_catchallshiryou.pdf)

### **Ⅲ. CP 改定例**

Ⅱ項の注意点を踏まえて、モデル CP の改定例を C I S T E C のホームページに掲載します。

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

ホームページでは、モデル CP の条文と簡単な注釈のみを紹介していますが、より理解を深めるために、「モデル CP ガイダンス書籍」において各条文に関して詳しく解説しますので、併せてご利用ください。

以上

(参考 Q&A)

## 1. 「包括許可取扱要領」における「委託を受けた者」について

Q1. 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関からどのような業を委託されると、委託を受けた者となるのか？「通常兵器の開発等」の委託を受けた者と考えることが妥当と思われるが、明確化していただきたい。

※通常兵器開発等省令、通常兵器開発等告示においては、16の項(1)の貨物又はそれに係る技術を、一般国の「通常兵器の開発等を行う又は行った者(①)」を需要者として輸出等を行う場合に規制対象としている(経済産業大臣の許可が必要)。

一方で、包括許可取扱要領では、許可が必要な案件でも、(一般国の中の)特定の地域の「軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらのものから委託を受けた者(②)」が需要者である場合には、特別一般包括許可が適用可能としている。したがって、②の「委託を受けた者」については、①の規制要件である「通常兵器の開発等を行う又は行った者」の一部と考えられる(特別一般包括許可が適用できる)。

言い換えれば、「委託を受けた者」は「通常兵器の開発等の『委託を受けた者』」と考えられるため、その点を明確化していただきたい。例えば、「通常兵器の開発等」とは無関係な清掃委託の業者等は対象ではないと考えられる。

A1. 「委託を受けた者」とは、「通常兵器の開発等の委託を受けた者」と解釈してください。例えば通常兵器の開発等とは関係のない清掃の委託を軍から受けた者は対象ではありません。

Q2. 「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」の定義が、「軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関(警察及び情報機関を含む。)及びこれらの機関に属する機関をいう」とされている。

「これらの機関に属する機関」からの委託も含まれることになり、そのためにも「委託を受けた者」の定義については「通常兵器の開発等の委託を受けた者」のように限定して明示する必要がある。

A2. Q1に同じ。

Q3. 「委託する者」と「委託を受ける者」は同一の地域に所在する前提か、それとも包括許可取扱要領で指定される特一適用可能地域であれば別の国からの委託も含まれるのか？

例えば、シンガポール軍から、通常兵器の開発等の委託を受けた、マレーシアの需要者への貨物等の輸出等にも特別一般包括許可が適用できるのか？

A3. 「委託する者」及び「委託を受ける者」がいずれも包括取扱要領II4(1)④ハに掲げる地域であれば特別一般包括は適用できます。

## 2. 「明らかガイドライン」における「おそれの強い貨物例」について

Q4. 「明らかガイドライン」は、当該取引が需要者要件に該当する場合に確認することになるが、ガイドラインの⑱は、「通常兵器キャッチオール規制」の需要者要件と明記されていないために、「大量破壊兵器キャッチオール規制」の需要者要件に該当する場合にも確認する必要があるように読み取れる。⑱の確認項目自体は、「通常兵器キャッチオール規制」の需要者要件に該当した場合に、取引懸念がないことを確認する内容であるため、「大量破壊兵器キャッチオール規制」の需要者要件に該当する場合には、⑱において「通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」の確認は不要と考えてよいか。

A4. 大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当する場合における⑱の確認は不要です。改訂版の客観要件確認シートでも確認リストから削除しています。

(⑱は、通常兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当する場合に限定)

✍